



茨城労働局発表
平成29年12月13日

担 当	茨城労働局職業安定部職業対策課
	課長 平塚 芳久 地方障害者雇用担当官 永井 通容
	電話 029(224)6219

民間企業の実雇用率は1.97% ～雇用障害者数・実雇用率は過去最高を更新～

茨城労働局(局長 西井 裕樹)は、このほど、茨城県内の障害者の雇用の義務のある民間企業や公的機関などにおける、平成29年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率：民間企業の場合は2.0%)以上の障害者の雇用に義務付けています。

今回の集計結果は、29年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求め、集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

- 1 【民間企業】[法定雇用率2.0%] ※ () は前年の値
 - 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新【次ページのグラフ参照】
 - ・雇用障害者数は5,426.0人(5,128.0人)対前年比5.8%、298.0人増加
 - ・実雇用率は1.97%(1.90%)対前年比0.07ポイント上昇
 - ・法定雇用率達成企業の割合は55.9%(53.9%)対前年比2.0ポイント上昇
- 2 【公的機関等】[同2.3%、県の教育委員会は同2.2%] ※ () は前年の値
 - 茨城県の機関は、全てで法定雇用率を達成
 - 茨城県教育委員会は、10月1日現在で雇用率を達成
 - 市町村等は、53機関中51機関で法定雇用率を達成(なお、未達成機関は9月1日現在で法定雇用率を達成)
 - ・茨城県の機関：雇用障害者数 165.5人(160.5人)、実雇用率2.44%(2.39%)
 - ・茨城県教育委員会：雇用障害者数 347.0人(357.5人)、実雇用率2.14%(2.20%)
 - ・市町村等：雇用障害者数 559.5人(539.5人)、実雇用率2.49%(2.44%)
- 3 【独立行政法人など】[同2.3%] ※ () は前年の値
 - 16機関全てで法定雇用率を達成。
 - ・雇用障害者数 594.5人(586.0人)、実雇用率2.52%(2.50%)

※雇用障害者数のカウント方法については、P7の注2、注3参照

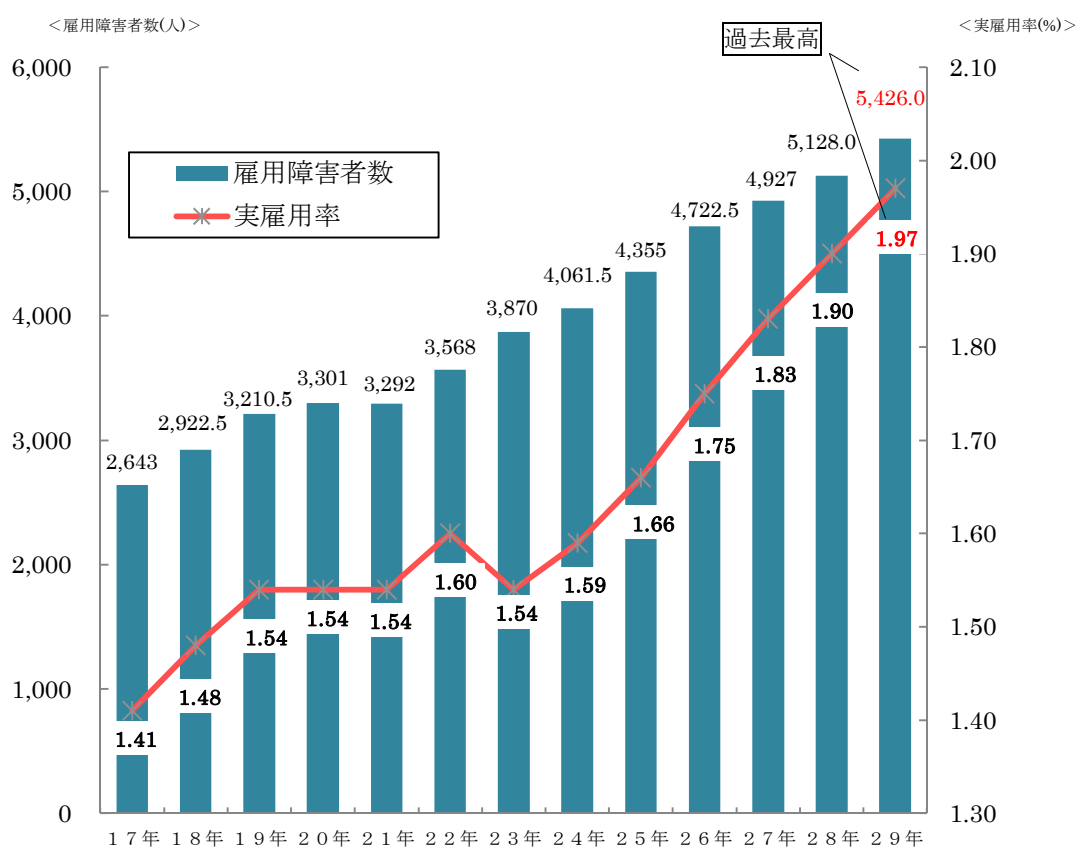
茨城県の「障害者雇用状況」報告集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（1）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（別添第1表）

- ① 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）における雇用障害者数は5,426.0人で、前年より5.8%（298.0人）増加し、8年連続で過去最高となった。
- ② 雇用障害者のうち、身体障害者は3,398.0人（対前年比2.1%増）、知的障害者は1,435.0人（同8.3%増）、精神障害者は593.0人（同24.7%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。
- ③ 実雇用率は5年連続で過去最高の1.97%（前年は1.90%）、法定雇用率達成企業の割合は55.9%（同53.9%）であった。

民間企業の雇用障害者数と実雇用率の推移



(注)平成22年7月において雇用障害者数のカウント方法が見直されるなどの制度改正が行われるなどしているため、各年度ごとの単純比較はできないものであること

(2) 企業規模別の状況 (別添第2表) ※ () は前年の値

- ① 雇用されている障害者数についてみると、50～100人未満規模企業で942.5人(前年は780.5人)、100～300人未満は1,603.0人(同1,523.0人)、300～500人未満は677.0人(同599.5人)、500～1,000人未満は624.5人(同624.0人)、1,000人以上は1,579.0人(同1,601.0人)であった。
- ② 実雇用率についてみると、50～100人未満で2.03%(前年は1.70%)、100～300人未満は1.88%(同1.81%)、300～500人未満は1.71%(同1.68%)、500～1,000人未満は2.15%(同2.02%)、1,000人以上は2.12%(同2.17%)であった。
なお、民間企業全体の実雇用率1.97%(同1.90%)と比較すると、50人～100人未満、500人～1,000人未満規模企業と1,000人以上規模企業が上回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合についてみると、50～100人未満で53.6%(前年51.8%)、100～300人未満は59.3%(同56.7%)、300～500人未満は46.6%(同44.2%)、500～1,000人未満は68.1%(同62.7%)、1,000人以上は59.4%(同64.5%)であった。
民間企業全体の割合55.9%(同53.9%)と比較すると、100～300人未満規模企業と500～1,000人未満規模企業及び1,000人以上規模企業が上回っている。

(3) 産業別の状況 (別添第3表)

- ① 産業別についてみると、雇用されている障害者数は、「農、林、魚業」、「建設業」、「金融業・保険業」「生活関連サービス業、娯楽業」以外の全ての業種で前年を上回っている。
- ② 実雇用率では、「製造業」(2.03%)、「金融業、保険業」(2.02%)、「医療、福祉」(2.39%)が民間企業全体の実雇用率(1.97%)及び法定雇用率(2.00%)を上回っている。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合では、「農、林、漁業」(64.3%)、「製造業」(62.6%)、「教育、学習支援業」(63.0%)、「医療、福祉」(62.1%)、「複合サービス業」(61.9%)の5業種は、民間企業全体の法定雇用率達成企業の割合(55.9%)を上回っている。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況 (別添第4表)

- ① 法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人から1人である企業(1人不足企業)が、69.4%を占めている(1人不足企業のうち300人未満の企業が、94.7%を占める)。
- ② 法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、59.7%を占めている。

(5) 今後の取組

本県の障害者実雇用率(1.97%)で全国実雇用率(1.97%)と同率となっていることから、茨城労働局・ハローワークでは次の点について推進いたします。

- ① 法定雇用率未達成企業に対する指導
 - ア) 障害者雇用納付金制度の対象企業規模 100 人超の法定雇用率未達成企業
 - イ) 法定雇用率未達成企業のうち雇用障害者の数が 0 人である企業(「雇用ゼロ企業」という。) 59.7%を占めていることから、雇用ゼロ企業等を中心に、事業主訪問による指導を実施します。
- ② 障害者就職面接会の開催
法定雇用率未達成企業に対して面接会への参加を要請します。
- ③ 茨城障害者職業センター等との連携強化
障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、職場適応援助及び同行紹介等、法定雇用率未達成企業への就職支援を行い、着実な雇用に結びつけます。
- ④ 障害者雇用の促進に向けた P R 活動の展開
茨城県と連携し、経済団体等への要請活動、障害者雇用促進 P R キャンペーン、ポスターの掲示、各種広報誌の発行などを通じて、さらなる障害者雇用の促進に向けた P R 活動に努めます。

2 地方公共団体及び独立行政法人等における在職状況

地方公共団体及び独立行政法人等については、民間企業に率先垂範して障害者の雇用を推進すべき立場にあるため、平成 18 年より雇用状況について発表を行っています。

(1) 茨城県の機関[法定雇用率 2.3%] (別添第 5 表)

茨城県の機関に在職している障害者の数は 165.5 人で、前年よりも 5.0 人増加し、実雇用率は 2.44%と、前年に比べ 0.05 ポイント上昇した。

(2) 茨城県教育委員会[法定雇用率 2.2%] (別添第 6 表)

茨城県教育委員会に在職している障害者の数は 347.0 人で、前年より 2.9%(10.5 人) 低下しており、実雇用率は 2.14%と、前年に比べ 0.06 ポイント低下し、平成 29 年 6 月 1 日現在では未達成であったが、10 月 1 日現在で達成した。

(3) 市町村の機関[法定雇用率 2.3%] (別添第 7 表)

市町村の機関に在職している障害者の数は 559.5 人で、前年より 3.7%(20.0 人) 増加しており、実雇用率は 2.49%と、前年に比べ 0.05 ポイント上昇した。

平成 29 年 6 月 1 日現在で、2 機関が未達成であったが、9 月 1 日現在でそれぞれ達成した。

(4) 独立行政法人等[法定雇用率 2.3%] (別添第 8 表)

独立行政法人等に在職している障害者の数は 594.5 人で、前年より 1.5% (8.5 人) 増加しており、実雇用率は、2.52%と、前年に比べ 0.02 ポイント上昇した。

◎ 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.97	0.05	50.0	1.2	45,553	91,024
北海道	2.13	0.07	54.1	2.6	1,778	3,288
青森	2.06	0.08	57.1	2.9	503	881
岩手	2.16	0.09	57.5	1.2	540	939
宮城	1.94	0.06	53.2	3.2	742	1,396
秋田	1.98	0.08	61.0	3.2	415	680
山形	2.03	0.07	58.0	1.7	498	858
福島	1.95	0.05	55.7	2.1	739	1,326
茨城	1.97	0.07	55.9	2.0	792	1,417
栃木	1.98	0.08	60.1	2.8	665	1,106
群馬	1.96	0.06	57.5	1.1	793	1,378
埼玉	2.01	0.08	49.4	0.4	1,476	2,986
千葉	1.91	0.05	54.5	3.0	1,207	2,215
東京	1.88	0.04	34.1	0.9	6,454	18,901
神奈川	1.92	0.05	47.8	1.1	2,089	4,371
新潟	1.96	0.03	60.0	2.2	1,044	1,740
富山	1.97	0.01	58.5	1.0	567	969
石川	1.98	0.10	56.7	0.2	562	992
福井	2.40	0.09	58.6	1.8	382	652
山梨	1.95	0.03	57.7	1.4	326	565
長野	2.06	0.04	60.9	0.7	929	1,525
岐阜	2.02	0.07	58.4	1.7	839	1,437
静岡	1.97	0.07	52.9	1.5	1,407	2,658
愛知	1.89	0.04	48.6	1.4	2,808	5,779
三重	2.08	0.04	61.3	0.5	666	1,086
滋賀	2.13	0.04	60.7	1.9	479	789
京都	2.07	0.05	53.1	2.5	918	1,728
大阪	1.92	0.04	45.5	0.2	3,364	7,401
兵庫	2.03	0.06	52.7	0.8	1,663	3,157
奈良	2.62	0.02	63.2	2.8	361	571
和歌山	2.25	△0.16	62.1	△2.6	341	549
鳥取	2.16	0.05	59.7	0.6	255	427
島根	2.25	0.08	68.1	1.8	360	529
岡山	2.52	0.07	55.7	2.5	751	1,348
広島	2.05	0.06	50.2	2.0	1,079	2,150
山口	2.56	0.09	59.3	3.6	515	869
徳島	2.17	0.08	66.0	2.3	284	430
香川	1.96	0.05	57.7	△0.1	459	795
愛媛	1.97	0.10	54.2	2.5	506	933
高知	2.19	△0.01	60.9	△1.5	297	488
福岡	1.97	0.02	52.1	0.9	1,823	3,502
佐賀	2.54	0.11	72.6	△0.5	395	544
長崎	2.26	0.05	60.1	1.7	567	944
熊本	2.24	0.05	58.9	1.5	696	1,182
大分	2.44	△0.02	61.4	0.2	474	772
宮崎	2.30	△0.02	66.5	△0.4	489	735
鹿児島	2.22	0.06	61.7	0.2	702	1,137
沖縄	2.43	0.09	61.6	1.2	554	899

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | |
|---------------|-------|---|---------------------|-------|
| ○ 民間企業 | …………… | 〔 | 一般の民間企業 …………… | 2. 0% |
| | | | (50人以上規模の企業) | |
| | | | 特殊法人等 …………… | 2. 3% |
| | | | 〔 | |
| | | | 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 | |
| | | | 独立行政法人、国立大学法人等 | 〕 |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | | | 2. 3% |
| | | | (43.5人以上規模の機関) | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | | | 2. 2% |
| | | | (45.5人以上規模の機関) | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

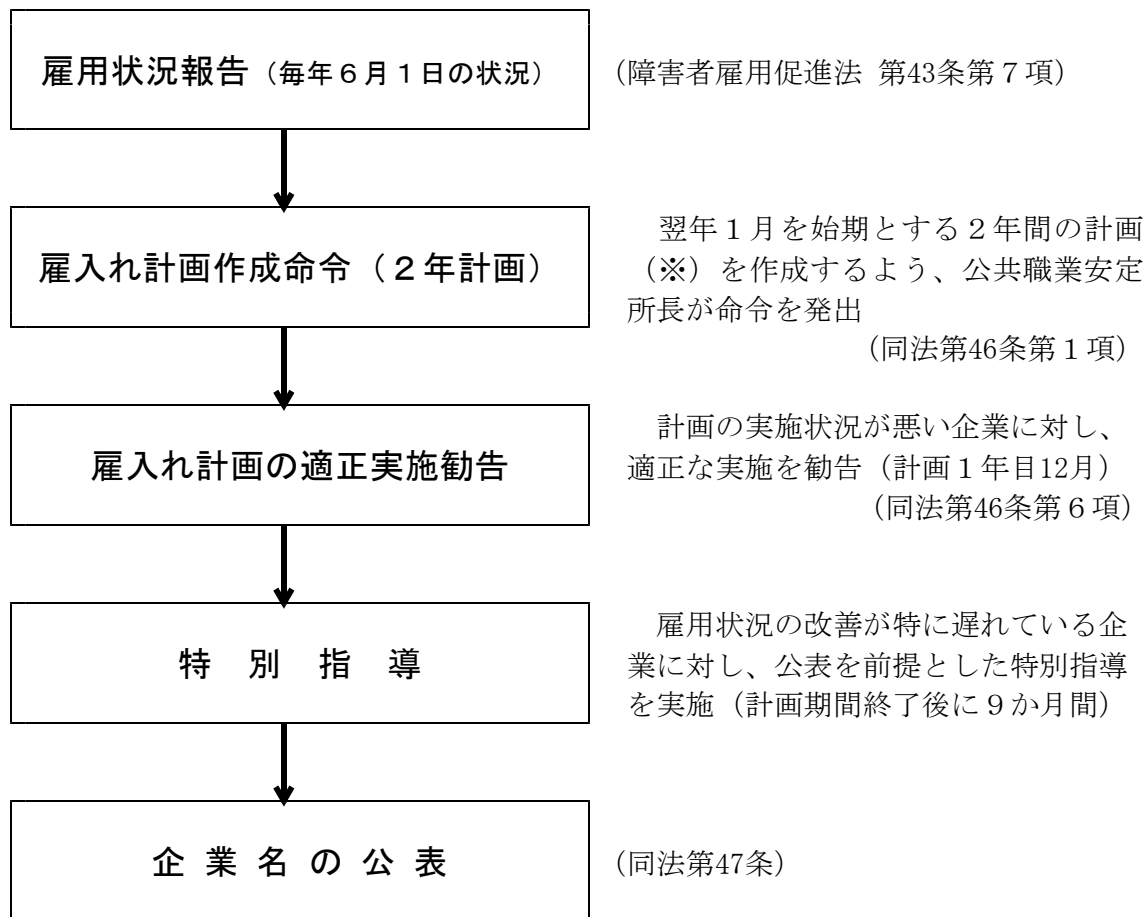
注1 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

注2 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

注3 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績] (全国の数字)

○ 平成28年度の実績

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出 263社
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 84社
- * 「特別指導」の実施 52社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 421社(28年度)

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
18年度 2社、19年度 3社(うち1社は再公表)、20年度 4社、
21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

障害者の雇用状況

茨城労働局職業安定部職業対策課

平成29年6月1日現在の「障害者雇用状況報告」結果概要は次のとおりである。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

県内に本社を置く従業員規模50人以上の企業を報告対象としたものである。

報告対象は1,417企業で、雇用されている障害者数は5,426.0人、実雇用率は1.97%、雇用率達成企業の割合は55.9%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第1表 民間企業における障害者雇用状況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A 重度身体障害者	B 重度身体障害者以外	C 短時間重度身体障害者	D 短時間重度身体障害者以外	E 重度知的障害者	F 重度知的障害者以外	G 短時間重度知的障害者	H 短時間重度知的障害者以外	I 精神障害者	J 短時間精神障害者	K 身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	L 知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	M 精神計 (I+L×0.5)	障害者数合計 (K+L+M)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
調査日 平成29年6月1日	1,417	274,919.5	982	1,206	132	192	229	807	61	218	383	420	3,398.0	1,435.0	593.0	5,426.0	1.97	792	55.9
平成28年6月1日	1,398	270,090.5	972	1,181	114	178	217	729	63	197	349	253	3,328.0	1,324.5	475.5	5,128.0	1.90	753	53.9

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2) 重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。

(注3) 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

(注4) 平成18年4月1日からは、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者（短時間労働者は1人をもって0.5人分）も雇用率の対象となった。

第2表 民間企業における規模別障害者雇用状況

区分	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A 重度身体障害者	B 重度身体障害者以外	C 短時間重度身体障害者	D 短時間重度身体障害者以外	E 重度知的障害者	F 重度知的障害者以外	G 短時間重度知的障害者	H 短時間重度知的障害者以外	I 精神障害者	J 短時間精神障害者	K 身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	L 知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	M 精神計 (I+L×0.5)	障害者数合計 (K+L+M)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
50～ 100人未満	29年	662	46,450.5	111	192	32	56	41	127	25	47	68	286	474.0	257.5	211.0	942.5	2.03	355	53.6
	28年	655	45,777.5	106	186	20	28	40	118	12	33	59	126	432.0	226.5	122.0	780.5	1.70	339	51.8
100～ 300人未満	29年	560	85,088.5	289	419	35	48	65	249	9	50	113	42	1,056.0	413.0	134.0	1,603.0	1.88	332	59.3
	28年	557	84,076.5	285	401	29	59	56	218	17	51	103	36	1,029.5	372.5	121.0	1,523.0	1.81	316	56.7
300～ 500人未満	29年	116	39,690.5	136	145	21	28	28	79	7	28	54	30	452.0	156.0	69.0	677.0	1.71	54	46.6
	28年	104	35,603.0	121	126	24	33	24	63	6	28	43	34	408.5	131.0	60.0	599.5	1.68	46	44.2
500～ 1,000人未満	29年	47	29,035.5	123	150	17	22	28	76	3	18	48	17	424.0	144.0	56.5	624.5	2.15	32	68.1
	28年	51	30,943.0	129	153	11	20	27	69	10	13	48	9	432.0	139.5	52.5	624.0	2.02	32	62.7
1,000人 以上	29年	32	74,654.5	323	300	27	38	67	276	17	75	100	45	992.0	464.5	122.5	1,579.0	2.12	19	59.4
	28年	31	73,690.5	331	315	30	38	70	261	18	72	96	48	1,026.0	455.0	120.0	1,601.0	2.17	20	64.5
合計	29年	1,417	274,919.5	982	1,206	132	192	229	807	61	218	383	420	3,398.0	1,435.0	593.0	5,426.0	1.97	792	55.9
	28年	1,398	270,090.5	972	1,181	114	178	217	729	63	197	349	253	3,328.0	1,324.5	475.5	5,128.0	1.90	753	53.9

第3表 民間企業における産業別障害者雇用状況

区分	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	障害者数合計 (K+L+M)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合	
				重度身体障害者	重度身体障害者以外	短時間重度身体障害者	短時間重度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	短時間重度知的障害者	短時間重度知的障害者以外	精神障害者	短時間精神障害者	身体計 (A×2+B+C+D×0.5)	知的計 (E×2+F+G+H×0.5)	精神計 (I+J×0.5)					
農、林、漁業	29年	14	1,266.0	3	4	0	0	1	4	0	2	2	2	0	10.0	7.0	2.0	19.0	1.50	9	64.3
	28年	11	995.5	2	3	0	0	2	5	0	2	2	2	1	7.0	10.0	2.5	19.5	1.96	9	81.8
鉱業、採石業、砂利採取業	29年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0	—	
	28年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0	—	
建設業	29年	37	3,729.5	18	8	0	1	0	2	0	1	3	0	44.5	2.5	3.0	50.0	1.34	19	51.4	
	28年	36	3,625.0	17	9	0	0	0	3	0	1	4	0	43.0	3.5	4.0	50.5	1.39	19	52.8	
製造業	29年	420	75,758.0	301	424	16	14	58	261	4	13	97	10	1,049.0	387.5	102.0	1,538.5	2.03	263	62.6	
	28年	419	75,938.0	306	397	12	18	54	253	6	16	91	11	1,030.0	375.0	96.5	1,501.5	1.98	245	58.5	
電気・ガス・熱供給・水道業	29年	4	583.5	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	6.0	0.0	2.0	8.0	1.37	2	50.0	
	28年	5	666.5	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	4.0	0.0	2.0	6.0	0.90	2	40.0	
情報通信業	29年	42	9,797.0	50	34	2	2	0	0	1	1	24	3	137.0	1.5	25.5	164.0	1.67	14	33.3	
	28年	43	10,021.5	47	36	0	3	0	1	1	1	16	0	131.5	2.5	16.0	150.0	1.50	9	20.9	
運輸業、郵便業	29年	105	17,253.0	54	105	4	6	13	47	0	6	18	2	220.0	76.0	19.0	315.0	1.83	57	54.3	
	28年	107	17,615.0	48	111	3	7	13	43	1	8	13	1	213.5	74.0	13.5	301.0	1.71	57	53.3	
卸売業、小売業	29年	155	55,727.0	140	183	34	49	70	240	19	98	77	60	521.5	448.0	107.0	1,076.5	1.93	69	44.5	
	28年	140	53,056.5	145	179	38	58	68	218	23	93	73	63	536.0	423.5	104.5	1,064.0	2.01	64	45.7	
金融業、保険業	29年	13	10,567.5	66	50	3	2	3	7	2	1	11	1	186.0	15.5	11.5	213.0	2.02	7	53.8	
	28年	14	10,994.0	71	51	3	2	3	8	0	0	10	1	197.0	14.0	10.5	221.5	2.01	8	57.1	
不動産業、物品賃貸業	29年	14	2,508.0	8	12	1	0	1	6	0	1	3	1	29.0	8.5	3.5	41.0	1.63	6	42.9	
	28年	16	2,553.5	8	9	1	0	1	4	0	0	2	3	26.0	6.0	3.5	35.5	1.39	5	31.3	
学術研究、専門・技術サービス業	29年	24	4,352.5	17	20	1	0	0	4	1	0	8	1	55.0	5.0	8.5	68.5	1.57	13	54.2	
	28年	23	4,068.0	18	20	2	0	0	1	0	0	9	0	58.0	1.0	9.0	68.0	1.67	13	56.5	
宿泊業、飲食サービス業	29年	24	3,224.0	7	6	3	4	2	19	1	5	3	2	25.0	26.5	4.0	55.5	1.72	13	54.2	
	28年	25	3,176.5	5	8	1	5	2	17	0	9	2	0	21.5	25.5	2.0	49.0	1.54	11	44.0	
生活関連サービス業、娯楽業	29年	52	6,766.5	16	23	3	8	8	22	2	3	5	6	62.0	41.5	8.0	111.5	1.65	25	48.1	
	28年	57	7,516.5	17	27	3	6	7	17	6	2	10	7	67.0	38.0	13.5	118.5	1.58	26	45.6	
教育、学習支援業	29年	27	3,456.5	14	10	0	0	2	0	0	0	8	0	38.0	4.0	8.0	50.0	1.45	17	63.0	
	28年	26	3,287.0	14	11	1	0	2	0	0	0	4	0	40.0	4.0	4.0	48.0	1.46	15	57.7	
医療、福祉	29年	335	51,271.0	185	206	50	73	55	151	25	80	79	312	662.5	326.0	235.0	1,223.5	2.39	208	62.1	
	28年	330	48,824.5	184	200	28	50	56	121	23	63	77	151	621.0	287.5	152.5	1,061.0	2.17	208	63.0	
複合サービス業	29年	21	6,118.5	28	19	4	3	3	8	1	0	16	5	80.5	15.0	18.5	114.0	1.86	13	61.9	
	28年	21	5,902.5	26	14	4	4	3	8	1	0	11	7	72.0	15.0	14.5	101.5	1.72	11	52.4	
サービス業(他に分類されないもの)	29年	130	22,541.0	73	100	11	30	13	36	5	7	27	17	272.0	70.5	35.5	378.0	1.68	57	43.8	
	28年	125	21,850.0	63	104	18	25	6	30	2	2	23	8	260.5	45.0	27.0	332.5	1.52	51	40.8	
合計	29年	1,417	274,919.5	982	1,206	132	192	229	807	61	218	383	420	3,398.0	1,435.0	593.0	5,426.0	1.97	792	55.9	
	28年	1,398	270,090.5	972	1,181	114	178	217	729	63	197	349	253	3,328.0	1,324.5	475.5	5,128.0	1.90	753	53.9	

第4表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	法定雇用率未達成企業の数	未達成企業のうち障害者の数が0人である企業数					未達成企業のうち障害者の数が0人である企業数
		うち0.5人又は1人不足	うち1.5人又は2人不足	うち2.5人又は3人不足	うち3.5人又は4人不足	うち4.5人又は5人以上不足	
計	625	434	125	36	16	14	373
	100.0%	69.4%	20.0%	5.8%	2.6%	2.2%	59.7%
50～100人未満	307	307	0	0	0	0	305
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.3%
100～300人未満	228	104	103	17	2	2	67
	100.0%	45.6%	45.2%	7.5%	0.9%	0.9%	29.4%
300～500人未満	62	17	13	16	11	5	0
	100.0%	27.4%	21.0%	25.8%	17.7%	8.1%	0.0%
500～1,000人未満	15	5	7	1	1	1	1
	100.0%	33.3%	46.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%
1,000人以上	13	1	2	2	2	6	0
	100.0%	7.7%	15.4%	15.4%	15.4%	46.2%	0.0%

2 茨城県の機関及び市町村等における雇用状況

都道府県及び市町村等の障害者任免状況通報対象機関（法定雇用率2.3%）は、算定基礎職員数43.5人以上の機関を対象としたものである。

茨城県の機関の通報対象は4機関で、雇用されている障害者数は165.5人、実雇用率は2.44%、市町村等の通報機関は53機関で、雇用されている障害者数は559.5人、実雇用率は2.49%となっている。

また、都道府県の教育委員会（法定雇用率2.2%）は、算定基礎職員数45.5人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県教育委員会では、雇用されている障害者数は347.0人、実雇用率は2.14%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第5表 県の機関の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
計	6,787.0 (6,722.5)	165.5 (160.5)	2.44 (2.39)	0.0 (0.0)	()内は、平成28年6月1日現在の数値。
茨城県知事部局	5,357.0	132.0	2.46	0.0	
茨城県病院局	603.5	14.0	2.32	0.0	
茨城県企業局	196.0	5.0	2.55	0.0	
茨城県警察本部	630.5	14.5	2.30	0.0	

第6表 県教育委員会の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
茨城県教育委員会	16,233.0 (16,246.0)	347.0 (357.5)	2.14 (2.20)	10.0 (0.0)	()内は、平成28年6月1日現在の数値。 平成29年10月1日現在で、障害者数377.5、実 雇用率2.33%、不足数0人となった。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数を切り捨て)から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

第7表 市町村等の雇用状況

区分		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
機関名						
計		22,470.0 (24,149.5)	559.5 (539.5)	2.49 (2.44)	4.0 (3.0)	()内は、平成28年6月1日現在の数値。
1	水戸市役所	1,168.0	30.0	2.57	0.0	
2	水戸市教育委員会	309.0	7.0	2.27	0.0	
3	水戸市水道部	117.0	2.0	1.71	0.0	
4	ひたちなか市役所	896.0	23.0	2.57	0.0	特例認定あり。
5	那珂市役所	433.0	15.0	3.46	0.0	特例認定あり。
6	茨城町役場	252.0	8.0	3.17	0.0	特例認定あり。
7	大洗町役場	148.0	4.0	2.70	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
8	城里町役場	242.5	6.0	2.47	0.0	特例認定あり。
9	東海村役場	488.0	12.0	2.46	0.0	特例認定あり。
10	笠間市役所	790.5	21.5	2.72	0.0	特例認定あり。
11	日立市役所	1,144.0	29.0	2.53	0.0	特例認定あり。
12	筑西市役所	755.0	18.0	2.38	0.0	
13	筑西市教育委員会	125.0	3.0	2.40	0.0	
14	結城市役所	319.0	7.0	2.19	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
15	桜川市役所	498.0	8.0	1.61	3.0	特例認定あり。平成29年9月1日現在で、障害者数12.0、実雇用率2.39%、不足数0人となった。
16	県西総合病院	147.5	3.0	2.03	0.0	
17	下妻市役所	360.5	10.5	2.91	0.0	
18	下妻市教育委員会	130.0	3.0	2.31	0.0	
19	八千代町役場	183.5	4.0	2.18	0.0	特例認定あり。
20	土浦市役所	806.0	21.0	2.61	0.0	特例認定あり。
21	つくば市役所	1,183.0	29.0	2.45	0.0	
22	つくば市教育委員会	159.0	3.0	1.89	0.0	
23	かすみがうら市役所	391.0	11.0	2.81	0.0	特例認定あり。
24	阿見町役場	298.0	6.0	2.01	0.0	特例認定あり。
25	古河市役所	890.5	24.0	2.70	0.0	特例認定あり。
26	境町役場	332.5	8.0	2.41	0.0	特例認定あり。
27	五霞町役場	90.0	2.0	2.22	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
28	常総市役所	491.0	12.0	2.44	0.0	特例認定あり。
29	守谷市役所	417.0	9.0	2.16	0.0	特例認定あり。
30	坂東市役所	631.0	14.0	2.22	0.0	特例認定あり。
31	つくばみらい市役所	378.5	9.0	2.38	0.0	
32	つくばみらい市教育委員会	143.0	3.5	2.45	0.0	
33	石岡市役所	630.5	17.0	2.70	0.0	特例認定あり。

区分		① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
機関名						
34	小美玉市役所	400.0	12.0	3.00	0.0	特例認定あり。
35	常陸大宮市役所	418.5	9.5	2.27	0.0	特例認定あり。
36	常陸太田市役所	358.0	9.0	2.51	0.0	
37	常陸太田市教育委員会	86.0	3.0	3.49	0.0	
38	大子町役場	189.0	4.0	2.12	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
39	龍ヶ崎市役所	545.0	16.0	2.94	0.0	特例認定あり。
40	取手市役所	517.0	14.0	2.71	0.0	
41	取手市教育委員会	101.0	3.0	2.97	0.0	
42	牛久市役所	342.0	9.0	2.63	0.0	特例認定あり。
43	稲敷市役所	511.5	12.0	2.35	0.0	特例認定あり。
44	利根町役場	169.5	4.0	2.36	0.0	特例認定あり。
45	河内町役場	105.0	4.0	3.81	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
46	美浦村役場	166.0	3.0	1.81	0.0	特例認定あり。
47	高萩市役所	300.0	6.5	2.17	0.0	特例認定あり。
48	北茨城市役所	492.0	12.0	2.44	0.0	特例認定あり。
49	鹿嶋市役所	775.0	19.0	2.45	0.0	特例認定あり。
50	潮来市役所	299.5	5.0	1.67	1.0	特例認定あり。平成29年8月1日現在で、障害者数6.0、実雇用率2.00%、不足数0人となった。
51	神栖市役所	607.0	13.0	2.14	0.0	特例認定あり。
52	行方市役所	328.0	9.0	2.74	0.0	特例認定あり。
53	鉾田市役所	412.5	10.0	2.42	0.0	特例認定あり。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、市町村部局及び教育委員会等機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例的に、教育委員会等の機関に勤務する職員を当該市町村部局に勤務する職員とみなすものである。

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.3%）

県内に本部を置く算定基礎労働者数43.5人以上の機関を対象としたものである。
報告対象は16機関で、雇用されている障害者数は594.5人、実雇用率は2.52%となっている。
以下詳細については、次表のとおりである。

第8表 独立行政法人等の雇用状況

区分		① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
機関名						
計		23,554.5 (23,469.5)	594.5 (586.0)	2.52 (2.50)	0.0 (4.0)	()内は、平成28年6月1日現在の数値。
1	国立研究開発法人 建築研究所	131.5	4.0	3.04	0.0	
2	国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター	274.0	7.0	2.55	0.0	
3	国立研究開発法人 国立環境研究所	715.5	20.0	2.80	0.0	
4	国立研究開発法人 産業技術総合研究所	4,931.0	116.0	2.35	0.0	
5	国立研究開発法人 森林研究・整備機構	1,222.0	33.5	2.74	0.0	
6	国立研究開発法人 土木研究所	576.0	18.0	3.13	0.0	
7	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	3,513.0	80.0	2.28	0.0	
8	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	4,819.5	114.0	2.37	0.0	
9	国立研究開発法人 物質・材料研究機構	1,175.0	27.0	2.30	0.0	
10	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	313.0	8.5	2.72	0.0	
11	独立行政法人 教職員支援機構	59.5	3.0	5.04	0.0	
12	国立大学法人 茨城大学	699.5	16.5	2.36	0.0	
13	国立大学法人 筑波技術大学	149.5	28.0	18.73	0.0	
14	国立大学法人 筑波大学	3,892.5	93.5	2.40	0.0	
15	大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構	1,001.5	24.0	2.40	0.0	
16	茨城県道路公社	81.5	1.5	1.84	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。